

保存版

保護者様

令和2年6月

京都市立太秦中学校
校長 今枝 潤之輔

台風や地震等に対する非常措置についてのお知らせ

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

本校におきましては、台風等により「京都南部」又は「京都・亀岡」に「暴風警報」・「特別警報」が発令されたり、京都市において「震度5弱以上の地震」があった場合（これ以下の震度であっても、校区内に甚大な被災状況が確認された場合等）には、下記のような措置を取りますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報に十分注意して下さい。なお、「大雨・洪水警報」等の場合には、原則として下記の措置は與りませんので、ご注意ください。

また、このプリントは各ご家庭で必ず保管して下さい。

記

1. 登校前に「暴風警報」が発令された場合

- (1) 「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機をさせてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。

- ・午前 7時までに解除になった場合 …… 平常授業 (8：30 登校・給食有り)
- ・午前 9時までに解除になった場合 …… 3校時から始業(10：30 登校・昼食(給食) 有り)
- ・午前 11時までに解除になった場合 …… 5校時から始業(12：50 登校・昼食(給食) なし)
- ・午前 11時現在、警報発令中の場合 …… 臨時休業

2. 登校後に「暴風警報」が発令された場合

- 在校中に発令された場合は、気象状況、通学路や地域の状況、帰宅に要する時間など安全を十分考慮したうえで、帰宅の措置をとります。

3. 「特別警報」が発令された場合

- (1) 午前0時までに解除になった場合は、5校時から始業(12：50 登校・昼食(給食) なし)
- (2) 午前0時から登校までに発令した場合は、「当日」は臨時休業
- (3) 在校中に発令された場合は、気象状況、通学路や地域の状況、帰宅に要する時間など安全を十分考慮したうえで、帰宅の措置をとります。

4. 京都市内で震度5弱以上の地震が発生した場合

- (1) 京都市内において、震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。
 - 下校後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。
 - 休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業とします。ただし、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページ等により、授業等を実施する旨を連絡させていただきます。
- (2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は、学校や近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡させていただきます。
- (3) 在校中に発生した場合は、生徒の引き渡しを実施いたします。非常時下校カードに記入していただいている方は、速やかな来校をお願いいたします。

以上、お子たちにも、その旨ご指導いただきますよう、お願ひいたします。